

Ⅲ. 全体構想

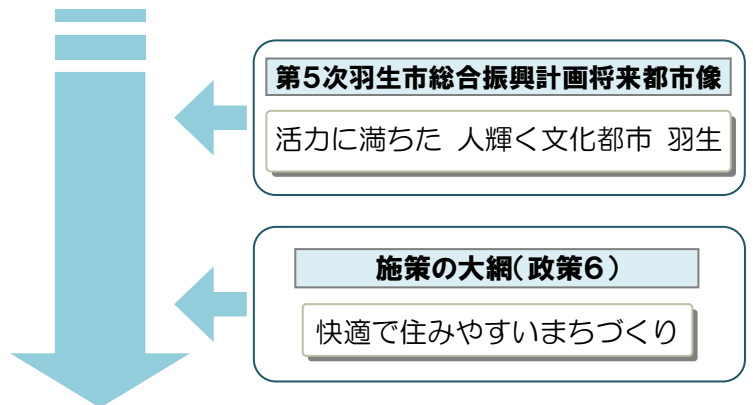
Ⅲ-1 都市づくりの目標

1 都市づくりの将来都市像・目標

(1) 都市づくりの将来都市像

本市の現況、時代の潮流、市民意向、都市づくりの主要課題を基にまとめた「都市づくりの主要課題全体像」から、羽生市総合振興計画基本構想に示される将来都市像及び施策の大綱を考慮し、本計画における都市づくりの将来都市像を次のとおり掲げます。

都市づくりの主要課題全体像



都市計画マスタープランの将来都市像

魅力と活力にあふれ 安全で暮らしやすいまち 羽生

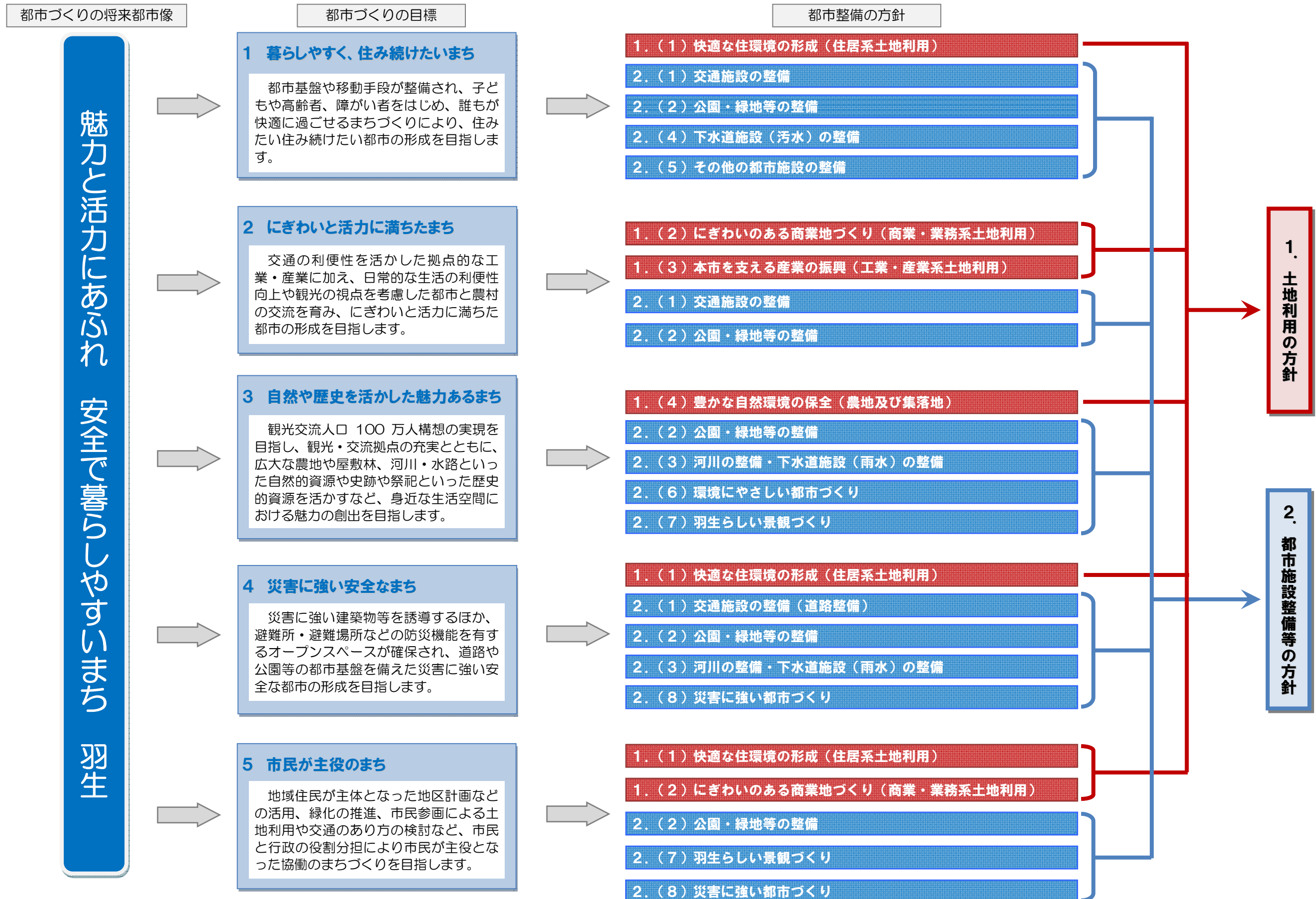
羽生市は、衣料のまち・工業のまちとして発展し、近年の住宅地等の整備により、複合都市として発展しつつあります。

今後、羽生市が持続的に発展していくためには、豊かな自然環境を守りつつ、首都圏近郊の立地特性や交通特性、観光資源や歴史的資源も活用しながら魅力や活力の向上を図ること、高齢者や若い世代、子育て世代など、誰もが安全に、そして快適に暮らせる、魅力と活力にあふれた都市の実現を目指すことが重要です。このような観点から、羽生市の将来都市像を「魅力と活力にあふれ 安全で暮らしやすいまち 羽生」としました。

また、市民と行政が「将来都市像」を共有し、多様な主体の参加と協働によるまちづくりを進めるものとします。

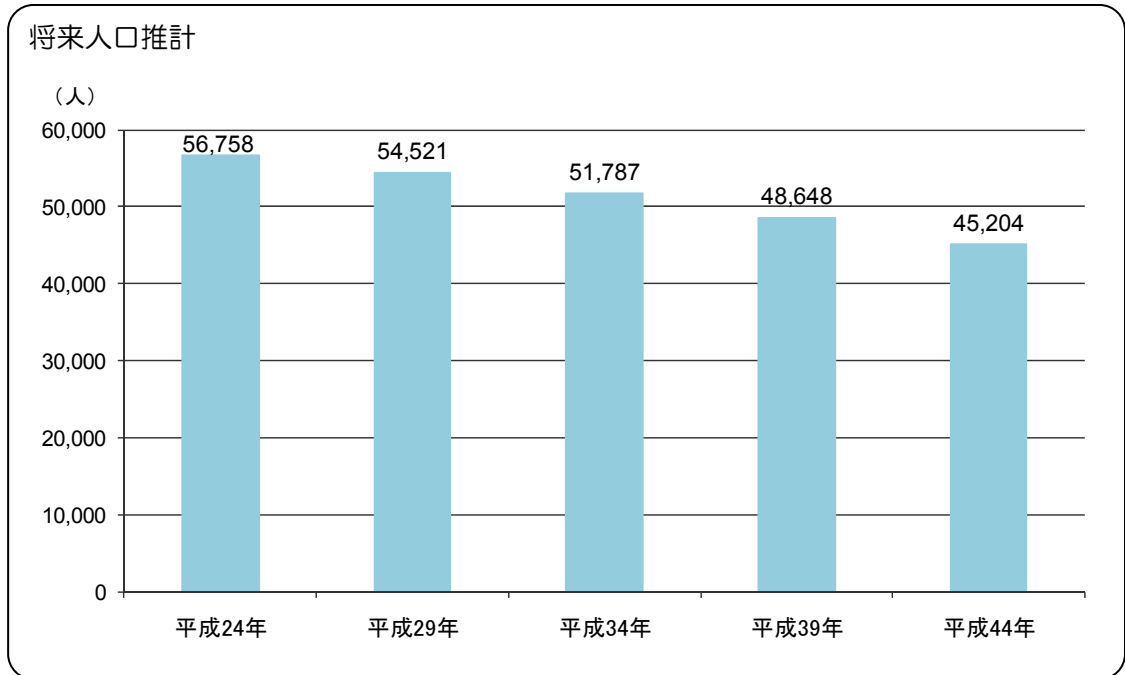
(2)都市づくりの目標

本市の将来都市像に基づいて都市づくりの目標を設定するとともに、都市づくりの目標に対する都市整備の方針として、「1. 土地利用の方針」及び「2. 都市施設整備の方針」にかかわる施策を展開します。



2 人口フレーム

本市の人口は減少傾向にあるものの、住環境の整備や中心市街地の活性化、企業誘致、魅力あるまちづくりなど積極的な人口誘導策の推進により、総合振興計画の将来人口(平成29年度)55,000人をベースとし、20年後の将来人口を約46,000人と設定します。



平成20年から平成24年までの各年1月1日時点における住民基本台帳(外国人住民含む)の実績値をもとにコーホート法により推計

3 将来都市構造

人口減少・少子高齢化の傾向にある中で、本市の将来都市構造の検討にあたっては、日常生活圏が小さく、かつエネルギー効率がよい「コンパクトシティ※」の考え方にに基づきます。

居住や産業活動などは既存の市街化区域において秩序ある土地利用を促進し、市街化調整区域においては豊かな自然的環境の保全を図ります。

また、活力を生み出す工業、商業、農業などの産業活動については、各拠点を中心としたより一層の機能集積により地域経済の活性化を図ります。

※「コンパクトシティ」の概念は、地域コミュニティを重視しつつ、中心市街地に機能を集め、市街地の拡大を抑制し、既存の都市機能を効率よく活用する都市・まちづくりといった政策を指すものです。本市では、この概念に基づき、都市的機能は市街化区域に誘導するものとし、住居系の市街化区域の拡大は行わないものとしします。

(1) 拠点

① 中心拠点

羽生駅及び市民プラザ周辺の商業業務地を中心拠点として位置づけ、都市基盤整備の推進とともに、商業・業務・行政・文化・コミュニティ機能の集積により、本市の顔としての活性化を目指します。

② 地域拠点

南羽生駅周辺、新郷駅周辺を地域拠点として位置づけ、日常的な商業機能・コミュニティ機能の充実により地域の活性化を目指します。

③ 工業拠点

羽生中央公園西部、小松台工業団地及び砂山地区（砂山地区開発計画）、大沼工業団地及び北袋地区（北袋地区開発計画）、並びに上村君・発戸地区（上村君・発戸地区開発計画）を工業拠点として位置づけ、羽生インターチェンジへの優れたアクセス性を活かし、工業機能の拡大を目指します。

④ 産業拠点

川崎産業団地を産業拠点として位置づけ、幹線道路沿道の利便性を活かし、産業機能等の強化を目指します。

また、新たな産業の展開として、羽生インターチェンジに近接している北荻島地区（北荻島地区開発計画）を産業拠点として位置づけます。

⑤ レクリエーション拠点

羽生中央公園、羽生西公園及び羽生スカイスポーツ公園をレクリエーション拠点として位置づけ、市民の憩いの空間形成の強化を目指します。

⑥ 観光・交流拠点

県営羽生水郷公園及び三田ヶ谷農林公園（キヤッセ羽生）周辺、道の駅はにゅうを観光・交流拠点として位置づけ、市民や広域からの来訪者を対象とした地域産業に係わる観光・交流機能の強化を目指します。

(2)軸

①広域交流軸

周辺都市を結ぶ広域幹線道路及び幹線道路を広域交流軸として位置づけ、広域的な人・物の交流の促進を目指します。

②拠点連携軸

中心拠点と市内の各拠点等を結ぶ幹線道路及び補助幹線道路を拠点連携軸として位置づけ、市内の人・物の交流の促進を目指します。

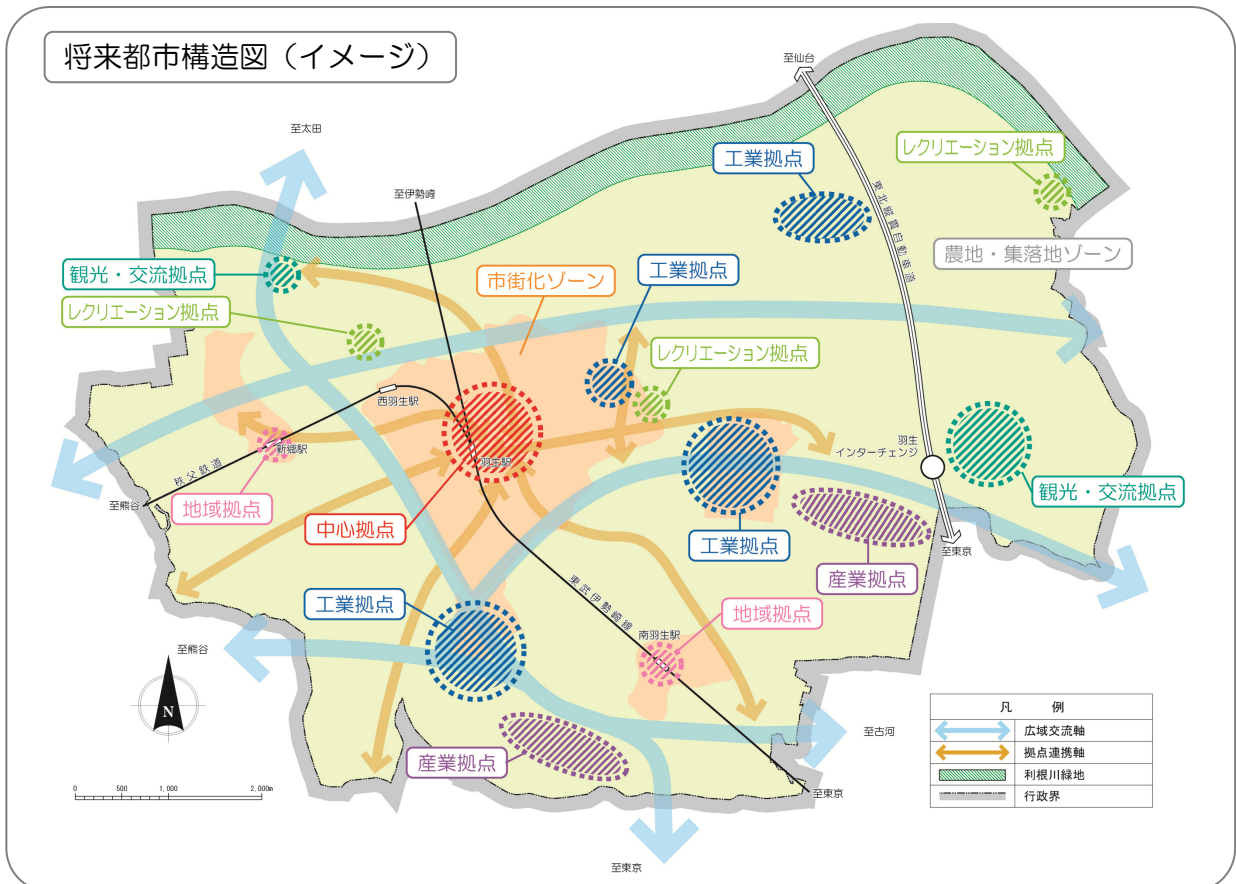
(3)ゾーン

①市街化ゾーン

市街化区域は市街化を促進するゾーンとして位置づけ、良好な市街地環境の形成を目指します。

②農地・集落地ゾーン

市街化調整区域を農地・集落地ゾーンとして位置づけ、優良な農地の保全や集落地における集落環境の維持を目指します。



Ⅲ-2 都市整備の方針

1 土地利用の方針

土地利用は、これまでの市街地形成及び将来都市構造をふまえ、既存の都市機能を活かした市街地形成を図ります。

鉄道駅周辺や国道122号等沿道には、商業・業務系市街地を配置し、その周辺に住宅系市街地、さらにその周辺に農地・集落地を配置した構成とします。

また、都市の活力向上のため、東北縦貫自動車道や国道122号等の交通利便性を活かした地域に工業系・産業系市街地を配置します。

農地・集落地においては、優良な農地の保全を図りながら、集落環境の維持を目指します。

(1) 快適な住環境の形成(住居系土地利用)

1) 羽生地区

<現状と課題>

- ・土地区画整理事業により基盤整備が実施された地区では、中低層の住宅地として良好な都市環境が形成されています。
- ・土地区画整理事業などの都市基盤が整備されていない地区では、生活道路は狭あいであり、建築物の密集・老朽化が目立ちます。
- ・栄町及び東部地区では、土地区画整理事業が都市計画決定されているものの、長期にわたり未着手の状態となっており、今後のまちづくりの方向性を検討する必要性があります。

<方針>

①適正な用途の配置

- ・羽生駅及び市民プラザ周辺の商業地を取り囲むように配置された住宅地については、周辺環境と調和した中低層住宅地の形成を図ります。

②基盤整備未実施地区における住環境の改善

- ・土地区画整理事業が実施されていない老朽木造住宅などが密集している地区においては、地区計画や防火・準防火地域等の規制誘導手法を活用し、住宅の建て替えにあわせて、生活道路の確保とともに防災性にも配慮した市街地の形成を目指します。

③より質の高い住環境の形成

- ・土地区画整理事業により基盤整備がなされた地区についても、より質の高い住環境の形成を目指し、地区計画等の指定による規制誘導に努めます。

2) 新郷地区(駅周辺既存住宅地)

<現状と課題>

- ・新郷駅周辺には、土地区画整理事業により良好な住環境が形成されている地区もありますが、狭あいな道路に密集した市街地が形成されている地区が多く、住環境上、防災上の課題が残っています。

<方針>

①適正な用途の配置

- ・新郷駅周辺の住宅地は、中低層住宅地の形成を図ります。

②基盤整備未実施地区における住環境の改善

- ・土地区画整理事業が実施されていない老朽木造住宅などが密集している地区においては、地区計画等の規制誘導手法を活用し、住宅の建て替えにあわせて、生活道路の確保とともに防災性にも配慮した市街地の形成を目指します。

③より質の高い住環境の形成

- ・土地区画整理事業により基盤整備がなされた地区についても、より質の高い住環境の形成を目指し、地区計画等の指定による規制誘導に努めます。

3) 岩瀬地区（都市基盤整備中）

<現状と課題>

- ・土地区画整理事業により基盤整備が進められており、良好な都市環境と低層の住宅市街地が形成されつつあります。しかしながら、事業の進捗に遅れが見られ、市街化区域内の農地や未利用地も多く、適正な住宅系の市街地形成が求められています。

<方針>

①土地区画整理事業の早期完了

- ・岩瀬土地区画整理事業は、魅力ある市街地環境の形成を目指して、事業進捗のスピードアップ化を図り早期完了に努めます。

②適正な用途の配置

- ・土地区画整理事業により基盤整備が進められている岩瀬地区は、中低層住宅地のほか、良好な居住環境の保護や住民利便性の向上を目指し、適正な用途を配置します。

③より質の高い住環境の形成

- ・土地区画整理事業により優良な住宅地としての整備が進められていますが、より魅力的な質の高い住環境の形成を目指し、地区計画等の規制誘導手法を活用し、良好な街並みや景観等を備えた住宅地の形成に努めます。

4) 南羽生地区（都市基盤整備済）

<現状と課題>

- ・土地区画整理事業により基盤整備がなされ、良好な都市環境と低層の住宅市街地が形成されており、住環境の保全が求められています。

<方針>

①適正な用途の配置と住環境の形成・保全

- ・土地区画整理事業により基盤整備がなされた南羽生地区は、中低層住宅地を中心とし、地区計画等の規制誘導手法の活用により、街並みや景観等が良好な住宅地の形成・保全を図ります。

(2)にぎわいのある商業地づくり(商業・業務系土地利用)

1) 羽生駅・市民プラザ周辺地区

<現状と課題>

- ・羽生駅及び市民プラザ周辺は、昔から本市の中核として、商店街等の生活利便施設があり、住宅と混在しています。都市基盤は未整備で、生活道路は狭あいであり、建築物の密集・老朽化が目立ちます。

<方針>

①中心拠点の活性化

- ・羽生駅及び市民プラザ周辺の商業業務地を中心とした地区は、本市の中心拠点であり、市の顔としての活性化を目指します。電線類地中化や幹線道路、生活道路の整備など都市基盤の整備を進める一方で、市内各地域の特産品や観光資源等の情報を発信する場の充実を図るとともに、お祭りなどのイベントを活用することにより、中心拠点の活性化を推進します。



市民プラザ

②中核としての高度利用

- ・本市の中核として、都市基盤整備を推進するとともに、市民の日常生活の中心地として、商業・業務・行政・文化・コミュニティ施設・居住などの機能を配置し、高度利用を図ります。

③多様な施設の集積

- ・都市機能の中心を担うことから、駅や幹線道路の機能を最大限に発揮できるよう、商業・業務施設といった多様な施設の集積を図ります。

④老朽建築物密集地区における防災性の向上

- ・老朽建築物が密集している地区においては、地区計画や防火・準防火地域等の規制誘導手法を活用し、建築物の建て替えにあわせて、生活道路の確保とともに防災性にも配慮した市街地の形成を目指します。

2) 南羽生駅周辺地区

<現状と課題>

- ・南羽生駅周辺は、土地区画整理事業により良好な住宅地が形成されていますが、商業施設など駅前としての機能が不足しています。

<方針>

①地域の活性化

- ・南羽生駅周辺は、日常的な商業機能やコミュニティ機能の誘導により地域の活性化を目指します。

3) 岩瀬地区（都市基盤整備中）

<現状と課題>

- ・市街地に隣接した広域幹線道路の沿道では、道路のポテンシャルを活かした土地利用が望まれます。

<方針>

①沿道の有効利用

- ・岩瀬土地区画整理事業地内における国道 122 号及び南部幹線沿道は、後背地の住宅地との調和に配慮しつつ、道路利用者を対象とした利便施設の立地誘導を進め、商業系土地利用として有効利用を図ります。



国道 122 号沿道

(3)本市を支える産業の振興(工業・産業系土地利用)

<現状と課題>

- 近年の本市の工業は、大沼工業団地（昭和 45 年）をはじめ、県の新テクノグリーン構想による小松台工業団地（平成 3 年）、川崎産業団地（平成 17 年）などの整備によって、企業誘致を中心に振興してきました。
- 今後も、継続した企業誘致により、産業の振興や地域経済の活性化、雇用の拡大が必要となっています。
- また、市全域にわたり、機械工業、衣料製造業などの本市を代表する産業が立地していますが、市街地においても住宅と工場が混在している地域があります。

<方針>

①工業系土地利用の形成

- 小松台工業団地及び大沼工業団地は、地域経済の活性化と雇用の確保のため操業環境の維持・保全を推進し、引き続き工業系土地利用を形成します。
- 大沼工業団地に隣接する北袋地区（北袋地区開発計画）は、都市計画法第 34 条第 12 号に基づく市条例（工業系土地利用区域の指定）により開発許可制度の適正な運用を図り、企業誘致を推進します。
- 新たな産業拠点を形成する上村君・発戸地区（上村君・発戸地区開発計画）及び小松台工業団地に隣接する砂山地区（砂山地区開発計画）は、地域経済の活性化及び雇用の拡大を図るため、工業系土地利用を形成します。



大沼工業団地

②産業系土地利用の形成

- 川崎産業団地は、国道 122 号に近接しているという交通利便性を最大限に活かし、地区計画の制度を活用し周辺環境に配慮しつつ、本市の地域産業の活性化、雇用機会の創出、市民生活の利便性の向上を図るため、工業系及び商業系を合わせた複合型産業系ゾーンとしての土地利用を促進します。
- 北荻島地区（北荻島地区開発計画）は、恵まれた立地条件を活かして企業誘致を促進し、産業の振興及び雇用の拡大を図るため、産業系土地利用を形成します。



川崎産業団地

③業務系土地利用の形成

- 上川俣・本川俣地区の東武鉄道沿線、かつ北部幹線沿道では、立地条件を活かした施設立地を促進し、業務系土地利用を形成します。

④住工混在地区の適切な用途の誘導

- 羽生駅西部、羽生中央公園西部及び新郷地区北部などの住工混在市街地は、地域特性に配慮しつつ、住工共存、もしくは住居系または工業系への用途の純化といった適切な土地利用を誘導します。

(4)豊かな自然環境の保全(農地及び集落地)

<現状と課題>

- 本市の多くを占める農地は、農産物の生産のほか、環境や景観、治水、防災などの多面的機能を有しています。
- 近年、農業従事者の高齢化や後継者不足などにより、農業生産は減少傾向にあります。また、耕作放棄や宅地化により、田園風景が減少しつつあり、良質な農地の維持保全が課題となっています。

<方針>

①広大な農地の保全

- 農地については、後継者や新規就農者の育成促進などにより、農業生産の場として保全を図ります。
- また、農地や用水路等の資源を地域全体で守るための仕組みづくりに努めます。

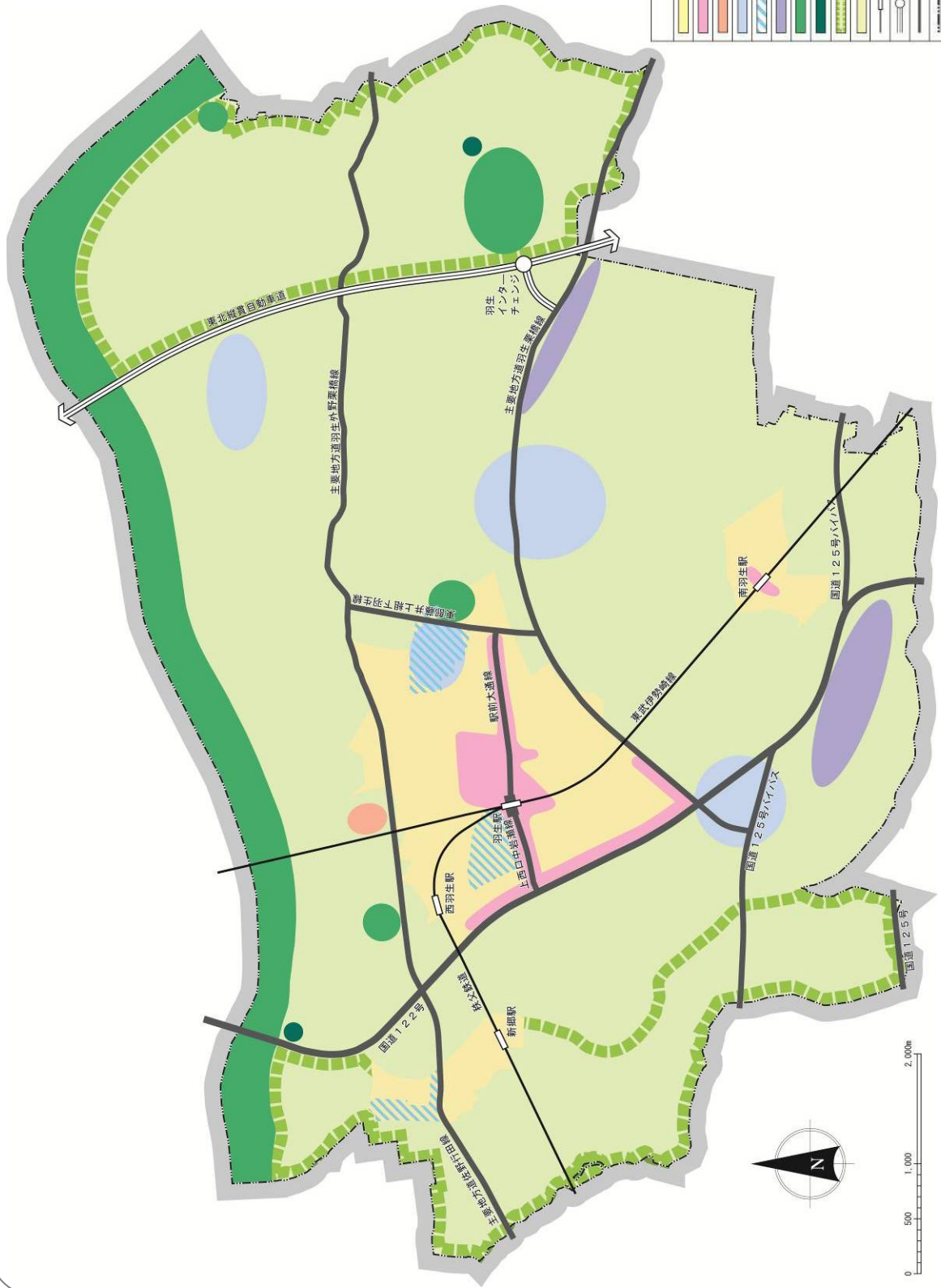
②集落環境の維持

- のどかな田園風景と良好な生活環境を有する集落地の環境維持に努めます。



田園風景

土地利用方針図



凡 例	
[Yellow Box]	住居系
[Pink Box]	商業系
[Orange Box]	業務系
[Blue Box]	工業系
[Light Blue Box]	仕工程在地区
[Purple Box]	産業系
[Green Box]	公園・緑地
[Dark Green Box]	農村都市交流拠点
[Light Green Box]	農村都市交流ゾーン
[Light Yellow Box]	農地及び集落地
[Line with Circle]	鉄道
[Line with Square]	東北縦貫自動車道
[Line with Triangle]	主要道路
[Dashed Line]	行政界



2 都市施設整備等の方針

(1) 交通施設の整備

1) 道路整備

<現状と課題>

- 東北縦貫自動車道の羽生インターチェンジを有し、東京・宇都宮方面とのアクセス性に優れています。
- 幹線道路ネットワーク形成の基幹となる国道 122 号及び 125 号バイパスの 4 車線化や北部幹線の整備を進めています。
- 都市計画道路や生活道路、羽生駅前駅前広場の整備が遅れています。



羽生インターチェンジ

<方針>

① 主要道路の整備によるネットワーク形成

- 道路の機能分担を明確にした上で、ラダー型ネットワークを基本として、未整備の都市計画道路・幹線市道等の早期整備に努めます。

【広域幹線道路】

広域を連絡し、本市の骨格を形成する主要道路を広域幹線道路と位置付け、早期整備を促進します。

- ◆ 都市計画道路 3・3・1 国道 122 号線
- ◆ 都市計画道路 3・3・17 国道 125 号羽生バイパス線
- ◆ 都市計画道路 3・3・18 国道 125 号羽生バイパス線
- ◆ 都市計画道路 3・3・2 南部幹線
- ◆ 都市計画道路 3・4・8 北部幹線

<一般国道>

- ◆ 国道 122 号
- ◆ 国道 125 号バイパス
- ◆ 国道 125 号

<主要地方道>

- ◆ 佐野行田線
- ◆ 羽生外野栗橋線
- ◆ 羽生栗橋線



国道 122 号(4車線化整備中)



北部幹線(整備中)

【幹線道路】

本市と隣接市を結ぶ機能及び中心市街地へ交通を誘導する機能を有する主要地方道、一般県道及び主要な都市計画道路を幹線道路と位置づけ、引き続き整備を促進します。また、整備済みの道路については、良好な走行環境を維持します。

<主要地方道>

- ◆鴻巣羽生線 ◆羽生妻沼線 ◆佐野行田線
- ◆羽生外野栗橋線

<一般県道>

- ◆熊谷羽生線 ◆加須羽生線 ◆新郷停車場線
- ◆今泉館林線 ◆三田ヶ谷礼羽線 ◆上新郷埼玉線
- ◆南羽生停車場線 ◆羽生停車場線

<主要な都市計画道路>

- ◆都市計画道路3・4・3駅前大通線
- ◆都市計画道路3・4・4中央第2本町通線
- ◆都市計画道路3・4・5東部藤井上組下羽生線
- ◆都市計画道路3・4・6上西口中岩瀬線
- ◆都市計画道路3・4・9西部大道中岩瀬線
- ◆都市計画道路3・5・14宮田通線
- ◆都市計画道路3・5・21小松通線
- ◆都市計画道路3・5・22公園通線

【補助幹線道路】

市内の移動を円滑にするその他の都市計画道路、一級市道及び国道122号の旧道である市道0214号線（須影地区）を補助幹線道路と位置付け、地域の要望を踏まえ整備を進めます。

②生活道路の整備

- ・日常生活における通学路や災害時の避難路など、市民生活を支える生活道路は、安全性・利便性の向上を図るため、地域の要望を踏まえた道路整備とともに維持補修に努めます。

③橋梁の長寿命化

- ・主要な橋梁については、長寿命化を図るため、計画的な維持・補修を進めていきます。

④歩行者・自転車通行空間の整備

- ・羽生駅及び市民プラザ周辺を中心市街地では、電線類地中化など、市の顔となる道路の整備にあわせて、効果的な歩行者・自転車ネットワークを検討するとともに、ネットワーク上の通行空間の充実に努めます。

⑤駅前広場の整備

- ・羽生駅東口駅前交通広場は、周辺地区における幹線道路や生活道路などの都市基盤とあわせて整備を行うことで、良好な都市環境の形成を目指します。



羽生駅東口駅前

⑥利根川新橋の構想

- ・栃木県佐野市から群馬県館林市・板倉町・明和町を經由し、本市までを結ぶ広域幹線道路の構想について、これらの自治体間で協議されています。本市においては、一般県道今泉館林線の利根川に架かる新橋を将来構想とし、実現に向け、他の自治体と連携して関係機関へ働きかけます。

2) 公共交通機関整備

<現状と課題>

- ・南羽生駅は土地区画整理事業により東西両側の駅前広場が整備されましたが、駅舎の改修が進んでおらず改札口は西側のみとなっていることから、駅東側の利用者から利便性向上が望まれています。
- ・市内移動のための公共交通の再構築が望まれています。

<方針>

①鉄道輸送力の強化

- ・広域的活動の利便性向上のため、東武鉄道等の輸送力増強をはじめとし、地下鉄7号線の延伸などを視野に入れた新たな交通機関整備を促進するため、鉄道事業者及び関係各所への陳情・要望活動などを継続的に進めていきます。

②南羽生駅の橋上化

- ・南羽生駅については、利便性と安全性の向上のために、バリアフリー化とともに橋上化を促進します。

③市内の公共交通の充実

- ・市民の市内移動の利便向上のため、あい・あいバス（羽生市福祉バス）の運行の充実に努めるとともに、今後の公共交通のあり方について検討します。



あい・あいバス

3) 駐車場・駐輪場整備

<現状と課題>

- ・羽生駅周辺の中心市街地では、駐車場が不足していることから、市民の日常生活だけではなく広域からの来訪の際にも支障をきたしており、また、路上駐車などの問題も生じています。
- ・駅周辺には放置自転車が多く、交通安全や景観面において問題があります。

<方針>

①駐車場の確保

- ・市民や来訪者の利便性、安全性の向上による中心市街地の活性化を図るため、市民・事業者・行政の連携により、駐車場の確保を促進します。

②駐輪場の確保

- ・駅周辺の放置自転車などの問題を考慮し、市民・事業者・行政の連携により、駐輪場の設置を促進します。



駐輪場

道路方針図



(注) 道路名の () 書きは主要地方道・一般国道道名を示す

(2)公園・緑地等の整備

<現状と課題>

- ・県営羽生水郷公園や羽生スカイスポーツ公園など特色のある公園がありますが、これらをつなぐネットワークの形成が脆弱となっています。
- ・河川や水路は多いものの、水にふれあえる空間が不足しています。
- ・災害時の避難所や延焼遮断帯など防災の機能を有する都市施設の整備が必要となっています。

<方針>

①公園の整備

【拠点となる公園】

●レクリエーション拠点

羽生中央公園、羽生西公園及び羽生スカイスポーツ公園を拠点公園として位置づけ、市民の憩いの空間形成の強化を目指します。

羽生中央公園は、市の中央部に位置することから、防災拠点の機能充実に努めるとともに、運動公園として機能充実に努めます。

羽生西公園は、拠点公園として拡張整備に努めます。

羽生スカイスポーツ公園は、市内だけではなく広域からの集客も図られている特色ある公園として、利根サイクリングコースとともに適正な機能保全・充実に努めます。



羽生スカイスポーツ公園

●観光・交流拠点

県営羽生水郷公園は、隣接する三田ヶ谷農林公園（キヤッセ羽生）と一体となった、広域的な観光・交流拠点として位置づけ、羽生駅及び市民プラザ周辺の中心拠点との連携を強化し、相乗効果により活性化を図ります。また、ムジナモ自生地である宝蔵寺沼をはじめとした優れた自然環境を保全・活用し、生物と自然をテーマにした拠点として、魅力ある空間形成の強化を図ります。



県営羽生水郷公園



キヤッセ羽生

【住区基幹公園等】

日常生活における身近な憩いの場となる公園については、岩瀬土地区画整理事業地内の整備を推進し、その他の市街地で公園が不足している地域において、神社境内や空き地などのオープンスペースを活用したコミュニティ広場の確保・充実に努めます。

また、既存の公園については、機能の維持や充実に努めるとともに、市民協働による維持管理を推進します。

なお、公園の整備にあたっては、防災機能をあわせ持った整備に努めます。

②身近な緑の保全

- ・市街地に残された緑や水路、田園景観を形成する屋敷林、利根川の自然環境の保全・活用に努めます。
- ・国の天然記念物に指定された宝蔵寺沼ムジナモ自生地は、ムジナモの他にも珍しい生き物が生息しており、貴重な自然地として保全を図ります。



宝蔵寺沼ムジナモ自生地

③緑化の推進

- ・身近に緑と花が溢れた美しいまちづくりを推進するため、緑化の啓発運動を展開するとともに、地域住民による公園の植栽活動などに対する支援の強化に努めます。
- ・学校や公民館などの公共施設の緑化とともに、緑地協定制度などを活用した民有地の緑化を推進します。

④親水空間の創出

- ・親水性のある市民の憩いの場を提供するため、中川の河道改修にあわせて遊歩道の整備を進めます。
- ・葛西親水公園・葛西遊歩道は、市民が親しめる水辺空間を提供するため、適切な維持管理を進めていきます。
- ・道の駅と連携した利根川河川敷の有効活用に努めます。

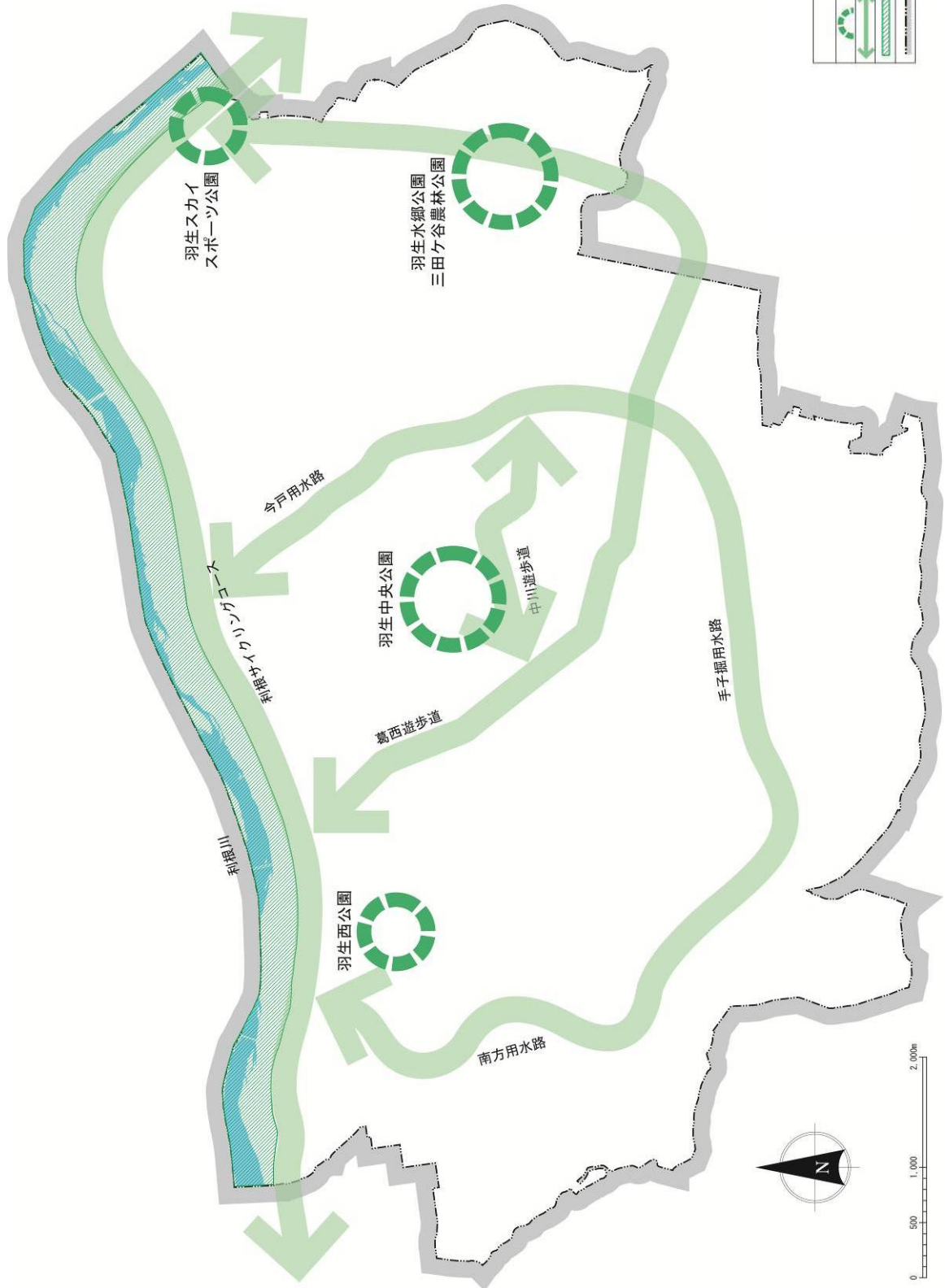
⑤水と緑のネットワーク形成

- ・葛西遊歩道、県営羽生水郷公園、羽生スカイスポーツ公園、さらに中川遊歩道を結ぶネットワークの形成を図ります。
- ・南方用水路、手子堀用水路、今戸用水路などの既存用水路を活用したネットワーク形成を図ります。
- ・これらのネットワークと利根サイクリングコースにより、水と緑のネットワークを形成します。



利根サイクリングコース

水と緑の方針図



凡	例
	拠点となる公園・緑地
	水と緑のネットワーク
	利根川緑地
	行政界

(3)河川の整備・下水道施設(雨水)の整備

<現状と課題>

- ・本市には、大河川である利根川をはじめ河川や水路が多く甚大な水害発生の恐れがあり、総合的な治水対策が課題となっています。
- ・集中的な豪雨の際には道路が冠水するなど、改善が求められています。

<方針>

①主要な河川の整備

- ・総合治水対策として、利根川の堤防強化や中川の河道改修、調節池の整備を促進します。



利根川の堤防強化事業

②河川空間の整備

- ・河川は、市民の憩いの場として、治水対策に加え、生態系や親水性に配慮した河川空間の整備を促進します。

③雨水排水施設の整備

- ・下水道事業計画に基づき、雨水排水路などの整備を推進します。

(4)下水道施設(汚水)の整備

<現状と課題>

- ・下水道(汚水)整備は、徐々に進められていますが、計画区域内の全域整備には至っておらず、施設の老朽化も懸念されます。

<方針>

①汚水排水施設の整備

- ・良好な衛生環境と清らかな河川のあるまちづくりを目指し、下水道事業計画に基づき、汚水管の整備を推進するとともに、適切な維持管理に努めます。

②水質浄化センター等の整備

- ・水質浄化センターや中継ポンプ場の計画的整備を推進し、適切な維持管理と機能更新に努めます。



水質浄化センター

(5) その他の都市施設の整備

<現状と課題>

- ・上水道の水源比率は県水の比率が高く、渇水時には給水制限があり、安定した上水の確保が必要です。
- ・清掃センターをはじめとしたその他の施設についても、市民生活に支障が生じないように、老朽化による再整備や適正な維持管理が必要となります。

<方針>

①水道施設の整備・安定供給

- ・上水道の安定した給水を確保するために、施設の計画的な更新と維持管理に努め、漏水対策を強化するとともに、災害に強い水道施設を整備します。
- ・将来の都市活動の変化等にも対応して、安定して水が供給できるよう、自己水源の保全に努めます。

②清掃センターの維持管理

- ・清掃センターについては、施設の維持管理の徹底とともに、広域化を含めた機能強化を図ります。

③汚泥再生処理センター・斎場の維持管理

- ・汚泥再生処理センターや斎場については、施設の適切な維持管理と機能更新に努めます。

(6) 環境にやさしい都市づくり

<現状と課題>

- ・地球環境への意識が高まるなか、地球温暖化防止など、市民・事業者・行政が自ら環境の保全及び創造に取り組むことが求められています。

<方針>

①低炭素型都市づくりに向けた総合的な取組

- ・地球温暖化防止に向け、温室効果ガス排出量の削減に寄与するため、低炭素型都市づくりの実現を目指し、緑化の推進や公共交通機関の利用促進、自転車の利用促進のための自転車走行レーンの整備等の取り組みに努めます。

②資源・エネルギー循環型都市づくりの推進

- ・エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保に資することを目的とし、メガソーラーの設置や住宅用太陽光発電装置の設置に対する補助などにより、市民・事業者・行政が協働して、環境に配慮した新エネルギーシステムの導入を推進します。
- ・循環型社会の実現に向け、再資源化率の向上を図るとともに、新たな資源物の利活用に努めます。

(7)羽生らしい景観づくり

<現状と課題>

- ・本市は、羽生駅を中心に商業地や住宅地が位置し、それを取り巻くように水田や屋敷林などの田園景観が広がり、また多くの河川や水路が流れています。
- ・このような特徴を活かしながら、市民が羽生市らしい景観を守り育てることで、地域の魅力を高めることが求められています。

<方針>

①市街地景観の形成

- ・羽生駅及び市民プラザ周辺地区の活性化や魅力の向上を目指して、駅前広場や歩道の整備など公共空間の整備に努めます。
- ・地区計画等の規制誘導手法の活用により、良好な街並みの形成に努めます
- ・公園、学校などの公共施設や、工場・店舗・住宅など民間施設の緑化、河川や水路沿いの植栽などを推進し、緑豊かな街並みの形成を図ります。



上西口中岩瀬線



羽生駅西口駅前交通広場

②自然的景観の保全

- ・景観としての田園風景を次世代に残すために、農地や屋敷林等の保全に努めます。
- ・河川や水路については、緑豊かな水辺景観の形成に努めます。



利根川

③歴史的資源の活用

- ・古くから市民の生活に結びついている神社仏閣に伝承される祭祀や風習、永明寺古墳等の遺跡や史跡、日光脇往還の面影を残す勘兵衛松の並木など、地域の歴史を感じる資源や景観の保全・活用に努めます。

(8)災害に強い都市づくり

<現状と課題>

- ・東日本大震災や集中豪雨などの自然災害などから、安全・安心への要求が高まっており、地域の結びつきを活用した災害に強い、安全・安心なまちづくりが求められています。

<方針>

①災害に強い都市基盤の整備

- ・災害時の延焼を遮断し、避難や救援活動の空間となる緊急輸送道路（国道122号、国道125号バイパス、主要地方道羽生栗橋線など）について、道路整備とともに沿道建築物や橋梁の耐震化を促進し、安全性の向上に努めます。
- ・水害に対しては、国や県、流域自治体と調整を図りながら、総合的な治水対策を促進します。
- ・集中豪雨等による内水害に対しては、中川の河道改修、調節池の整備のほか、農地や調整池などの空地において、遊水機能を確保するための機能充実や維持管理を行います。
- ・防災拠点となる市役所庁舎の耐震化や周辺の内水害対策など整備を進めます。
- ・災害発生時の緊急的な人命救助の際に必要なヘリポート（羽生中央公園陸上競技場・河川防災ステーションなど）の確保に努めます。

②災害に強い建築物等の誘導

- ・羽生駅及び市民プラザ周辺を中心市街地では、防火・準防火地域等の規制誘導手法を効果的に活用し、建築物の不燃化の促進を目指します。
- ・老朽木造住宅などが密集している地域においては、地区計画等の規制誘導手法を活用し、住宅の建て替えにあわせて、生活道路の確保とともに防災性の向上を目指します。
- ・古い木造住宅の耐震化にあたり、耐震診断や耐震改修工事の支援を推進します。
- ・地域の住環境を維持するため、防災をはじめ、防犯や景観などの点で問題となる「空き家」について課題を検討し、その対策に努めます。

③避難場所の確保

- ・避難所・避難場所となる公共施設において、建築物の耐震化をはじめ、食糧や生活必需品、その他の資器材の備蓄などについて、拡充・整備を行います。
- ・公園などの身近なオープンスペースを確保するとともに、住民組織による自主的な防災活動を展開することにより、避難時の安全性を高めます。